

法務・検察行政刷新会議第4回のために  
後藤昭 2020年9月10日第4回会議に提出

I 第3回での議論の補足

刑事手続のあり方について取り上げるべきではないという意見について

刑事法の専門家でない富山委員と小林オブザーバーは、刑事手続について議論すべきであるという意見を述べられた。それに対して、刑事手続の専門家である井上委員、太田委員、河合委員が、刑事手続について議論すべきではないという意見を述べられた。このような対立の構図は、裁判員時代にふさわしくない。刑事法の専門家は、市民的な立場からの意見を積極的に聴くべきである。

この会議で刑事手続のあり方を議論することも、検察に対する民主的コントロールの機会の一つである。私たちは、その機会を放棄するべきではない。

この会議で出た意見を2016年刑訴法改正の施行3年後の見直しの議論の場に伝えればよい、という提案もあった。しかし、改正法の附則第9条は、取調べへの弁護人立会いなどを見直しの対象項目に挙げていないので、その機会にこれが議論される保障はない。

II 検察官の倫理について

1. 検察の理念第5について

「取調べにおいては・・・真実の供述が得られるよう努める」という定め方は、取り調べる側に真実が分かるという暗黙の前提を置いているように見える。現実には、検察官が考える真実とは、検察官の仮説であって、それが客観的な真実に合致する保証はない。そうすると、この定めは、検察官がもつ仮説に合う供述を引き出すことを取調べの目標にさせてしまう結果になる。それを避けようとするなら、供述内容についての目標ではなく、取調べの方法についての目標を示す必要があるのではないか。たとえば「供述者が記憶のままに語れるようにする」といったように。

2. 不祥事を防ぐための倫理と法曹としての倫理の関係

これらの2つは、別々のものではなく、法曹倫理として一体のものとして考えるべきではないか。

3. マス・メディアとの関係の規律について

取材の自由との関係を考慮することは、必要である。しかし、新聞記者の自宅で賭けマージャンを繰り返すという黒川弘務（当時）東京高検検事長の行動は、検察官とマス・メディアとの関係に不信感を生じさせた。検察の信頼を回復するためには、マス・メディアとの関係について、検察官の側に一定の節度を求める必要がある。